

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年4月8日認可した。

平成28年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ねぜり石地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）船岡池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西船岡農道地区